

○国立大学法人筑波技術大学大学院学生以外の大学の大学院において修得した単位  
及び入学前の既修得単位の認定に関する規程

〔平成23年3月30日  
規程第29号〕

国立大学法人筑波技術大学大学院学生以外の大学の大学院において修得した単位  
及び入学前の既修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）第65条に基づく他の大学の大学院における授業科目の履修により修得した単位（以下、「他大学院の修得単位」という。）及び第66条に基づく入学前の既修得単位の認定について必要な事項を定めるものとする。

(入学前の既修得単位)

第2条 大学院学生が、筑波技術大学大学院（以下「本大学院」という。）に入学前に修得した単位で、本大学院において履修した授業科目について修得した単位とみなし、単位を認定できるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大学院学生が、本学入学前に本大学院において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院学生が、本学入学前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位

(在学中の他大学院の修得単位)

第3条 大学院学生が、本大学院在学中に、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本大学院において履修した授業科目としてみなし、単位を認定することができる。

(単位認定の申請)

第4条 他大学院の修得単位（大学院の科目等履修生として修得した単位含む。）の認定を希望する者は、原則として、在学中に修得した単位にあっては学期の始めに、また、入学前に修得した単位にあっては入学年度の始めに、次の各号に掲げる書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

(1) 「本学の大学院及び他大学院の修得単位に係る単位認定申請書」（別記様式第1）

(2) 成績証明書

(3) 授業計画書（シラバス）

2 学則第66条に基づく、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位含む。）の認定を希望する者は、前項第2号及び第3号の提出を省略できる。

(認定方法)

第5条 他大学院の修得単位は、授業時間数に基づき、本大学院の単位数に換算するものとする。

2 他大学院の修得単位の授業内容と本大学院の授業科目の内容を勘案のうえ、本大学院の授業科目に読み替えることとする。

3 学則第66条に基づく、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位含む。）については、原則、申請どおり認定することとする。

（単位認定）

第6条 前条の規定による単位の認定については、大学院運営委員会の議を経て研究科長が行う。

（単位認定の通知）

第7条 研究科長は、前条の規定により認定を行った場合には、「本学の大学院及び他大学院の修得単位に係る認定通知書」（別記様式第2）で通知する。

（成績の評価表記）

第8条 前条の規定により認定した授業科目の成績評価は、学則第59条第3項（学則32条の準用）の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

（単位認定に伴う指導）

第9条 第6条により単位の認定を行った場合は、当該専攻において本学における在学期間中の学修の内容について、より適切な指導を行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。



